

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、企画財政局企画部の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪 井 廣 行

同 加 藤 明 徳

同 寺 田 弘 子

第1 監査の種類及び日程

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成29年1月4日から3月28日まで

第2 定期監査

1 監査の調査対象及び項目

企画財政局企画部において、平成28年度(平成29年1月末日まで)に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

(1) 企画政策課

各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 経営監理課

各事業の旅費の支出に関する事務

(3) 広域行政課

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 土地利用調整課

各事業の委託料の支出に関する事務

(5) 情報政策課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 各事業の旅費の支出に関する事務

ア 旅費の算定は適正に行われているか。

イ 支給遅れや概算払いの精算の遅れはないか。

ウ 出張命令票等は適正に作成されているか。

(2) 各事業の委託料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

(ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 委託料の支出

(ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(3) 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

(ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 使用料及び賃借料の支出

(ア) 使用料及び賃借料の支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 使用料及び賃借料の支出は契約書の内容に基づき適正に行われているか。

3 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に關係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年2月27日及び28日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

4 監査の結果

企画財政局企画部における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査（重点調査項目）

1 監査の調査項目

重点調査項目として次のとおりテーマを定め、監査を行った。

（1）テーマ

契約における業者選定（1者随意契約の場合）について

（2）対象課

企画政策課、土地利用調整課、情報政策課

2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限定されている。

また、相模原市契約規則（平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。）第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人を見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」（平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。）を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定（1者随意契約の場合）が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを

主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

3 監査の対象

企画財政局企画部各課が締結した業務委託契約及び賃貸借契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、契約規則第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。また、経営監理課及び広域行政課については対象となる契約がなかった。

監査の対象期間は平成28年度(平成29年1月末日まで)とした。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

4 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- (1) 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。
- (2) 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- (3) 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に係る書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年2月27日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

6 対象事務の概要

(1) 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」

(以下「1者随契理由書」という。)及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額(ガイドラインより)

契約の種類	契約方法	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負		250万円以下	超 公表
財産の買入れ		160万円以下	超 公表
物件の借入れ		80万円以下	超 公表
財産の売払い		50万円以下	超 公表
物件の貸付け		30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの		100万円以下	超 公表

(2) 1者随意契約の状況について(平成29年1月末現在)

ア 契約の状況

契約規則において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている、予定価格が10万円以下の契約を除いた、業務委託契約及び賃貸借契約に関する状況は表1のとおりである。

契約全体では、件数が80件、契約金額は合計8億2,909万円であった。随意契約は、件数が64件(80%)、契約金額は合計7億747万円(85.3%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは59件で、随意契約に占める割合は92.2パーセントであった。契約金額の最高額は「電子計算組織装置賃貸借」の383,616,000円であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	3	31,346,352
業務委託契約	3	31,346,352
賃貸借契約	0	0
指名競争入札	13	90,267,382
業務委託契約	13	90,267,382
賃貸借契約	0	0
随意契約	64	707,479,639
業務委託契約	52	305,629,363
賃貸借契約	12	401,850,276
見積合せ	5	1,546,746
業務委託契約	5	1,546,746
賃貸借契約	0	0
1者随意契約	59	705,932,893
業務委託契約	47	304,082,617
賃貸借契約	12	401,850,276
計	80	829,093,373
業務委託契約	68	427,243,097
賃貸借契約	12	401,850,276

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約59件全てが、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。

ウ 契約継続年数

業務委託契約及び賃貸借契約における1者随意契約の同一の相手方との契約継続年数別の状況は表2のとおりである。

契約全体では、5年以上継続して契約を締結していたものは26件(44.1%)であった。継続年数の最長は、「電子計算組織操作等委託」の32年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	計
契約全体(件)	28	5	17	5	4	59
業務委託契約	28	4	6	5	4	47
賃貸借契約	0	1	11	0	0	12

7 監査の結果(検討すべき事項)

(1) 1者随契理由書について(情報政策課)

随意契約による契約の締結が庁内において統一かつ公正に行われるよう定めたガイドラインでは、1者随契を行う場合は、契約相手方が1者しかないと判断した過程や理由を明らかにするため、契約担当課で確認するよう努めるべき事項が示されている。また、事前に確認した事項について、契約相手方を選定した理由を公表するため作成される1者随契理由書に記載することとされている。

今回、情報政策課の業務委託契約及び賃貸借契約における1者随契理由書を確認したところ、「契約の相手方を決定するまでの事前確認状況」を記載する欄において記載漏れや記載誤りが多数見られた。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保するため、その経過や理由を市民に説明する必要がある。

今後は、ガイドラインに基づき1者随契理由書を適切に作成することによ

り、業者選定に関して適正に事務を執行されたい。

第4 行政監査（個別調査項目）

1 監査の調査項目

個別調査項目として次のとおりテーマを定め、監査を行った。

（1）テーマ

「相模原市外郭団体に係る改革プラン」の取組について

（2）対象課

「相模原市外郭団体に係る改革プラン」（平成23年10月策定。以下「改革プラン」という。）の取組について、全市的な観点からの外郭団体に対する指導、支援に係る調整等を行う経営監理課のほか、外郭団体に係る改革の進行管理を行う各団体の所管課及び各団体に業務を委託している課を対象とした。

各団体の所管課は表3のとおりである。

表3 各団体の所管課

団体所管課	外郭団体
総務法制課	公益財団法人相模原市まち・みどり公社
土地利用調整課	相模原市土地開発公社
文化振興課	公益財団法人相模原市民文化財団
地域福祉課	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
地域医療課	公益財団法人相模原市健康福祉財団
障害政策課	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
地域包括ケア推進課	公益社団法人相模原市シルバー人材センター
産業政策課	株式会社さがみはら産業創造センター
	公益財団法人相模原市産業振興財団
雇用政策課	公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター
商業観光課	一般社団法人相模原市観光協会
スポーツ課	公益財団法人相模原市体育協会
予防課	公益社団法人相模原市防災協会

2 監査の目的

本市では、外郭団体の経営改善を促進するため、平成16年度に「相模原市公益的法人等経営評価委員会」(平成23年4月に「相模原市外郭団体経営検討委員会」に改称。以下「外郭団体検討委員会」という。)を設置し、継続的に団体の経営評価を行ってきた。

また、国においても外郭団体のあり方についての検討が進められ、平成20年6月の、外郭団体の存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むように地方公共団体に求める通知(「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総財公第112号総務省自治財政局長通知))により、地方公共団体に対して適切な対応を求めている。

こうした状況を受け、外郭団体検討委員会はこれまで実施してきた外郭団体の経営評価の実績を基に、今後の外郭団体の在り方について示した「相模原市における公益的法人等のあり方について」を平成22年3月に市に提言し、これを受けて市では、これまでの外郭団体を取り巻く経過、背景及び社会経済情勢も踏まえ、本市における外郭団体の抜本的改革の方向性について明らかにした改革プランを平成23年10月に策定している。

このプランは、平成23年度から平成31年度を取組期間とし、このうち平成23年度から平成25年度までの3年間を重点取組期間と位置付け、「外郭団体の統廃合」、「派遣職員の引揚げ」、「委託事業の見直し」、「再委託事業の見直し」、「補助金の見直し」及び「公益認定取得」の6項目について取り組むこととされていた。

しかしながら、平成28年10月28日に実施した道路部定期監査において、外郭団体への1者随意契約による委託業務について、契約の業務が全て再委託されていた事例や、再委託する場合の事前承諾が行われていない事例などが見られ、改革プランに基づく取組がなされていなかった。

以上のことから、改革プランに示された、重点取組期間に取り組むこととされた各項目のうち、「委託事業の見直し」及び「再委託事業の見直し」に関する項目について、適切に取組が行われているかを主眼として行政監査を実施した。

3 監査の対象

市から外郭団体への委託事務を対象とした。

監査の対象期間は平成28年度(平成29年1月末日まで)とした。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

4 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- (1) 市から外郭団体に業務委託する場合に、競争入札を実施しているか。また、やむを得ず随意契約を行った場合は、その理由を公表しているか。
- (2) 市から外郭団体への委託事業について、特に再委託率が高い業務及び人件費率の高い業務について、市は再委託業者への業務の直接発注に努めているか。また、外郭団体が業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承諾を得ているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に調査票、関係書類等の提出を求め、書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年2月27日及び28日に抽出によりヒアリングによる事情聴取を行った。

6 対象事務の概要及び調査の結果

(1) 改革プランにおける委託事業の見直し

ア 委託事業の見直しに係る記載内容

外郭団体に対する委託事業の見直しについては、改革プラン「第5章 取組方針 2 指導の視点」において、次のとおり記載されている。

「(3) 市から外郭団体に委託する事業の見直し

ア 「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日施行)に則し、外郭団体に業務委託をする場合には、原則として競争入札を実施することとし、やむを得ず例外的に随意契約を行った場合には、市はその理由を公表することとする。

イ 市から外郭団体への委託事業について、特に再委託率が高い業務及び人件費率の高い業務については、市は再委託業者への業務

の直接発注に努める。なお、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得ることとする。」

イ 経営監理課、団体所管課の役割

改革プランでは、全市的な観点からの外郭団体に対する指導や支援に係る調整、外郭団体の在り方全般の調整状況の取りまとめ、点検・評価に関する外郭団体検討委員会への報告などについては、経営監理課が行うこととされている。

また、改革プランに基づく進行管理については、原則として、各団体の所管課が行うこととされている。

ウ 外郭団体検討委員会による点検・評価

市では、外郭団体の経営状況を分析、評価する外郭団体経営検討システムを導入し、団体の事業成果や経営の健全性、効率性を定期的に把握・評価を行っている。

このシステムは、団体が自ら行う評価(第一次評価)、市の団体所管課による評価(第二次評価)及び外郭団体検討委員会が行う評価(第三次評価)からなり、各団体の経営成績、財政状況のほか、改革プランに基づいた取組の進捗状況等に着眼した評価が行われている。

外郭団体検討委員会は、各団体の経営評価に加え、改革プランの進捗状況の評価結果に関する建議書を、毎年市に提出している。

(2) 「相模原市外郭団体に係る改革プランの取組状況調査票」による調査

外郭団体への業務委託契約の実施状況や、改革プランに示された市から外郭団体に委託する事業の見直しについての取組状況などを確認するため、団体所管課及び表4の業務委託所管課に対して、平成29年1月12日に調査票を送付し、1月24日までに回答を得た。

表4 業務委託所管課

業務委託所管課	外郭団体
土地利用調整課	公益財団法人相模原市まち・みどり公社
交通・地域安全課	
交通政策課	
都市整備課	
文化振興課	公益財団法人相模原市民文化財団

地域福祉課	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
障害福祉サービス課	
津久井保健福祉課	
地域包括ケア推進課	
介護保険課	
中央高齢者相談課	
こども青少年課	
健康企画課	
障害政策課	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
障害福祉サービス課	
陽光園	公益社団法人相模原市シルバー人材センター
地域包括ケア推進課	
公園課	株式会社さがみはら産業創造センター
産業政策課	
雇用政策課	
産業政策課	公益財団法人相模原市産業振興財団
商業観光課	
商業観光課	一般社団法人相模原市観光協会
公園課	
スポーツ課	公益財団法人相模原市体育協会
危機管理課	公益社団法人相模原市防災協会
消防総務課	
予防課	
救急課	

なお、主な集計結果は、表8(17ページ)に示すとおりである。

ア 業務委託契約の状況

(ア) 契約の方法等

外郭団体への業務委託契約は合計56件、金額は8億936万円であり、表5のとおり全てが1者随意契約となっていた。契約金額の最高額は「相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業委託(旧相模原地区)」の139,750,000円であった。

1者随意契約56件のうち47件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。

ガイドラインでは、1者随意契約に当たり、担当課は1者随契理由書及び公表調書を作成することとされており、契約金額が定められた額を超える場合等は原則として公表調書を市ホームページで公表することとされている。政令第167条の2第1項第2号を根拠とする47件の業務委託契約のうち、公表の対象となる契約金額が100万円を超える

43件の契約は、市ホームページで公表されていた。

また、1者随意契約56件のうち9件は、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約であるとの理由から、同項第3号を根拠としていた。

「相模原市契約規則第26条の2の規定に基づく随意契約をする場合の手続要領」(平成22年4月1日施行)では、政令第167条の2第1項第3号に規定する契約を締結した場合、契約内容等を市ホームページで公表することとされている。政令第167条の2第1項第3号を根拠とする9件の業務委託契約は、市ホームページで公表されていた。

表5 1者随意契約の状況

根拠	件数	契約金額(円)
政令第167条の2第1項第2号	47	765,054,609
政令第167条の2第1項第3号	9	44,314,353
合計	56	809,368,962

(イ) 契約継続年数

1者随意契約56件のうち同一の相手方との継続契約年数別の状況は表6のとおりである。継続年数の最長は、「身体障害者福祉車両等運行事業(身体障害者用福祉車両あじさい号運行事業)委託」の37年であった。

表6 契約継続年数の状況

契約継続年数	1年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	計
件数	8	14	11	15	8	56

平成16年度以前の状況が不明な契約3件を含む

イ 再委託の状況

(ア) 再委託の規定

「入札・契約事務の適正執行について」(平成28年3月28日付け

契約課長通知。以下「契約課長通知」という。)では、委託業務の一部を再委託する場合は、必ず発注者の承諾を得ることとされており、契約書の一括再委託の禁止に関する条文例として、「受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。」と示されている。

また、ガイドラインでは、委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、事業の主要な部分以外を再委託とする必要が生じた場合は、再委託を行う必要性や業務の範囲等を委託業者より書面にて提出させ、契約担当課で妥当性を審査するよう努めなければならないとされており、改革プランにおいても、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得ることとされている。

(イ) 再委託の事前承諾

業務委託契約 56 件のうち、21 件(37.5%)において委託業務の再委託が行われていた。

このうち、17 件については再委託に関する承諾書等を事前に交付していたが、2 件については市の承諾を得ないまま再委託が行われていた。また、2 件については承諾することについて決裁処理はしたものの承諾書等を交付していなかった。

(ウ) 契約金額に占める再委託に要した金額及び人件費の割合

再委託が行われていた業務委託契約 21 件について、契約金額に占める再委託に要した金額の割合(再委託率)及び人件費の割合(人件費率)の状況は、表 7 のとおりである。

再委託率は 6 件(28.6%)、人件費率は 2 件(9.5%)が 80 パーセント以上となっていた。

なお、人件費の割合について不明と回答したものが 7 件あった。

表 7 再委託率及び人件費率の状況

(単位：件)

	50%未満	80%未満	80%以上	不明	計
再委託率	12	3	6		21
人件費率	9	3	2	7	21

7 監査の結果（検討すべき事項）

今回の行政監査の結果、外郭団体への委託事務において検討すべき事項は次のとおりである。

（１）委託業務の再委託に係る事前承諾等について

ア 商業観光課の「キャンプ場管理運営業務委託」及びスポーツ課の「平成２８年度各種体育大会等実施事業委託」における契約書約款の再委託に関する規定において、書面による事前承諾を行う旨が定められておらず、市の承諾を得ないまま再委託が行われていた。

イ 産業政策課の「海外成長市場獲得支援事業委託」及び「相模原市トライアル発注認定製品展示会出展委託」における契約書約款の再委託の承諾に関する規定において、書面による旨が定められておらず、再委託に関する決裁処理はなされていたものの、書面による承諾を行っていなかった。

委託業務の再委託に関しては、契約課長通知において、委託業務の一部を再委託する場合は必ず発注者の承諾を得ることとされており、契約書約款に盛り込む条文として「受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。」と示されている。

また、改革プランにおいても、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得ることとされている。

今後、外郭団体への業務委託に当たっては、業務の一部が再委託される場合の事前承諾を徹底するなど、適正に契約事務を執行されたい。

8 意見

平成２８年１０月に実施した道路部定期監査において、外郭団体への１者随意契約による委託業務について、全ての業務が再委託されていた事例や、再委託する場合の事前承諾が行われていない事例など、不適切な事務処理が見られた。

今回、改革プランの取組について、平成２３年度から平成２５年度までの重点取組期間に取り組むこととされていた「市から外郭団体に委託する事業の見

直し」について、委託所管課が締結した契約を調査したところ、市が外郭団体に委託した業務の多くが第三者に再委託されている事例が散見された。また、人件費率が高い事例や人件費が把握されていない事例が見られた。今後、外郭団体への業務委託に当たっては、改革プランを踏まえ、再委託率及び人件費率が高い業務については、再委託業者への業務の直接発注に努められたい。

外郭団体の改革にあっては、中長期的視点に立った適正な法人運営を促す必要があるとともに、各団体の今後の事業展開が市行政と一体不可分な関係にあることを考慮し、改革プランの取組期間は平成23年度から平成31年度までの9年間とされている。今後とも、団体所管課は外郭団体に係る改革の進行管理を適切に行われたい。また、経営監理課は、全市的な観点から外郭団体に対する指導、支援に係る調整において指導的役割を果たされたい。

表8 「相模原市外郭団体に係る改革プランの取組状況調査票」回答集計表

外郭団体	委託所管課	契 約 の 状 況		再委託 の状況 ()	再委託 率(%)	人件費 率(%)
		委 託 件 名	契約金額(円)			
(公財)相模原市まち・みどり公社	土地利用調整課	キャンプ淵野辺留保地管理業務	4,713,120		79.9	不明
	交通・地域安全課	指定喫煙場所清掃業務	5,077,080		94.3	74.8
	交通政策課	駅自由通路等維持管理業務	16,830,720		89.7	不明
	都市整備課	相模大野駅西側地区東西自由通路監視巡回清掃等業務	24,422,040		98.2	不明
(公財)相模原市民文化財団	文化振興課	街かどコンサート事業	480,000			
(社福)相模原市社会福祉協議会	地域福祉課	民生委員・児童委員研修事業	1,200,000			
		地域福祉支援体制推進事業	20,263,000			
	障害福祉サービス課	身体障害者福祉車両等運行事業(身体障害者用福祉車両あじさい号運行事業)	43,127,000		65.9	不明
	津久井保健福祉課	福祉車両等運行事業(津久井地域移動支援サービス事業)	41,396,000		45.9	不明
	地域包括ケア推進課	相模原市高齢者生活支援体制整備事業	51,000,000			
		相模原市介護支援ボランティア事業業務	3,982,056			
	介護保険課	要介護認定調査	22,680,000			
	中央高齢者相談課	相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業(旧相模原地区)	139,750,000		46.7	9.0
		相模原市高齢者家事援助事業	7,000,000		90.3	不明
		相模原市市民後見人養成研修	6,000,000			
	こども青少年課	相模原市ファミリーサポートセンター事業	13,130,680			
	健康企画課	平成28年度保健と福祉のライブラリー管理運営業務	7,470,000		3.7	88.3
(社福)相模原市社会福祉事業団	障害政策課	相模原市障害者相談支援キーテーション事業	61,850,000		58.0	27.2
		相模原市基幹相談支援センター等機能強化事業	4,600,000			
		「障害を理解するためのハンドブック」改訂業務	500,000		34.5	65.5
	障害福祉サービス課	相模原市手話通訳者等養成事業	14,984,000		4.6	不明
	陽光園	発達障害支援センター就労支援事業業務	14,850,000			
(公社)相模原市シルバー人材センター	地域包括ケア推進課	相模原市高齢者大学の運営に関する事務	22,263,384			
		平成28年度高齢者能力活用施設管理業務	1,079,568		100	0
		平成28年度高齢者能力活用事業(介護予防のための講習会)実施	571,860			
	公園課	栄公園ほか公園便所清掃等業務	4,185,135			
		松蔭公園ほか公園便所清掃等業務	4,761,010			
		八瀬川緑道管理業務	839,808			

		相模川自然の村公園管理業務	4,598,638			
		橋本公園便所清掃等業務	579,530			
		公園等除草業務	5,435,420			
(株)さがみはら産業創造センター	産業政策課	産業用ロボット導入支援事業業務	39,000,000		10.5	10.0
		首都圏南西地域連携サポート事業業務	12,000,000			
		さがみはらロボット導入支援センター活用促進事業業務	25,000,000			
		相模原市新技術実用化コンソーシアム形成支援事業	3,000,000			
	雇用政策課	地域産業界の人づくり支援事業	7,992,000		25.9	9.7
(公財)相模原市産業振興財団	産業政策課	海外成長市場獲得支援事業	12,000,000		30.3	0
		販路開拓支援事業	4,000,000			
		トライアル発注認定製品展示会出展事業	1,270,000		47.2	4.7
		コミュニティビジネス推進事業	4,000,000			
		ものづくり企業総合支援事業	18,000,000			
		相模原市新技術実用化コンソーシアム形成支援事業	3,000,000			
		相模原市中小企業融資事務	5,585,000			
	商業観光課	女性起業家支援事業ワークショップ・交流会業務	304,800			
(一社)相模原市観光協会	商業観光課	キャンプ場管理運営業務	12,308,644	×	85.3	85.3
		相模原フィルム・コミッション事業業務	12,343,000		45.4	61.4
		相模原市外国人観光客動向調査分析等業務	2,450,000		20.4	30.6
	公園課	相模川自然の村公園便所・炊事場清掃及び便所鍵開閉業務	1,454,314			
(公財)相模原市体育協会	スポーツ課	各種体育大会等実施事業	74,128,000	×	11.6	46.3
(公社)相模原市防災協会	危機管理課	さがみはら防災マイスター派遣業務	704,000			
		起震車運用業務	4,010,600			
		防災備蓄品・案内板等維持管理業務	2,777,775			
	消防総務課	消防局等庁舎見学案内業務	1,006,720			
	予防課	一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務	2,156,000			
		自衛消防訓練起震車等運用業務	3,921,500			
救急課	応急手当普及啓発事業	7,336,560				

「再委託の状況」について
 : 事前承諾されていたもの
 : 決裁処理されているが書面による承諾を行っていないもの
 × : 事前承諾されていないもの